

登録方法

○二次保健医療圏ごとに設置する「糖尿病圏域別検討会」の事務局から、ご案内します。
(登録は、「糖尿病圏域別検討会」の事務局を通じて行います。)

圏域	区市町村
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
区南部	品川区、大田区
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区
区西部	新宿区、中野区、杉並区
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区
区東部	墨田区、江東区、江戸川区
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市

糖尿病圏域別検討会事務局

担当圏域

医療機関名

住所（事務局所在地）

連絡先

担当者

電話

メール

～地域で実効性のある糖尿病医療連携を推進するために～ 「糖尿病地域連携の登録医療機関」の ご 案 内

東京都では、都民の誰もが身近な地域で最適な糖尿病治療を受けられ、重症化・合併症を予防できる医療連携体制を整備するため、「東京都糖尿病医療連携協議会」と、二次保健医療圏ごとに「糖尿病圏域別検討会」を設置し、地域の特性に応じた糖尿病医療連携の取組を推進しています。

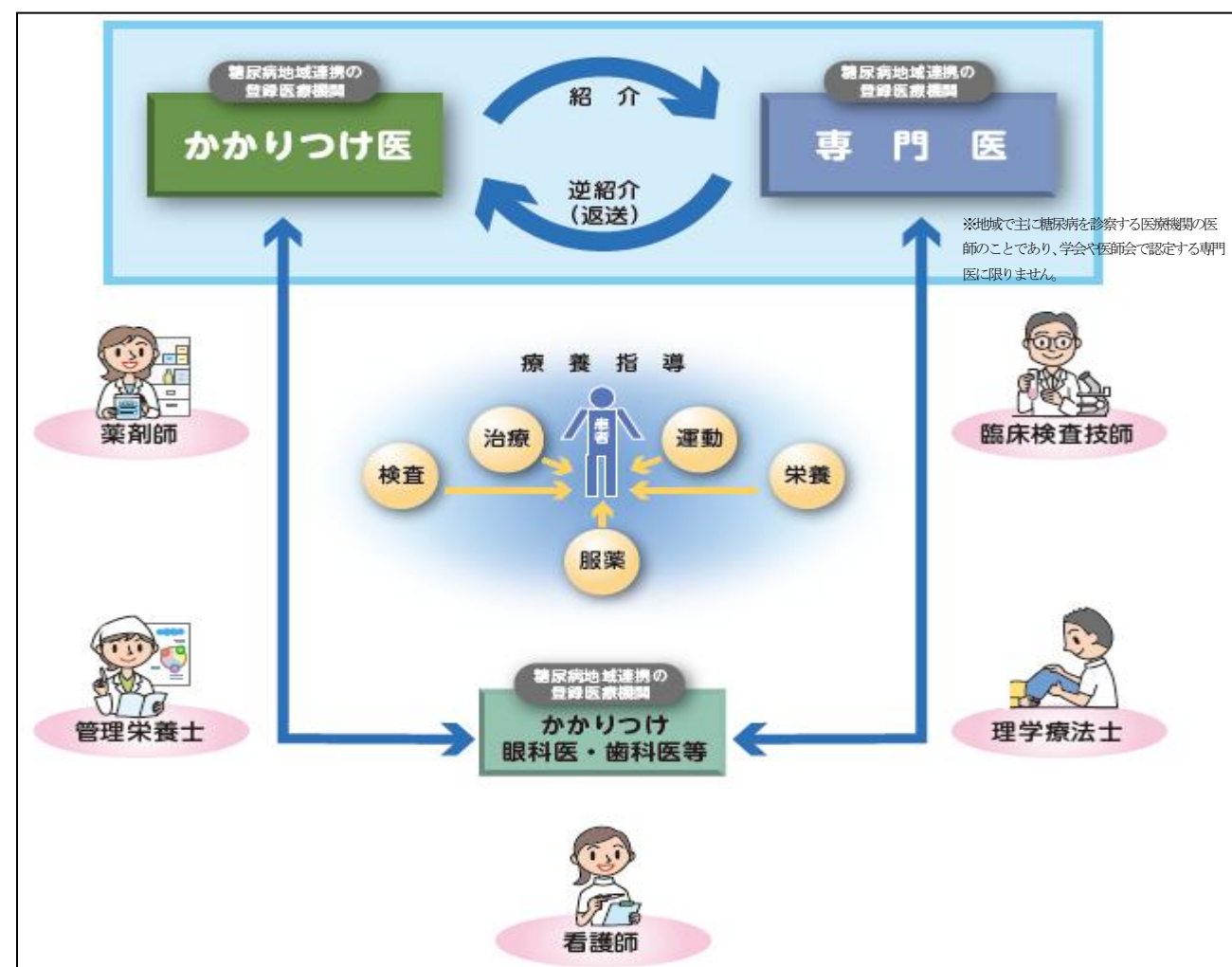
今後更に地域で実効性のある糖尿病医療連携を推進していくため、以下のとおり「糖尿病地域連携の登録医療機関」の登録を行っています。

「糖尿病地域連携の登録医療機関」とは

「糖尿病地域連携の登録医療機関」は、「東京都糖尿病医療連携ツール」（次頁参照）を活用しながら、地域において「かかりつけ医」、「専門医」、「かかりつけ眼科医・歯科医等」のいずれか又は複数の立場で、糖尿病の医療連携（病一診連携、診一診連携）を行います。

それにより、多くの医療機関が同じ治療方針の下、患者の症状に応じた適切な医療連携を行うことが可能になり、都民の誰もが身近な地域で最適な医療を受けられることを目指すものです。

糖尿病医療連携のイメージ



「糖尿病地域連携の登録医療機関」へのお願い 等

- 登録が完了すると、「糖尿病地域連携の登録医療機関」として、東京都保健医療局のホームページ等で広く公表します。
- 都民の誰もが身近な地域で最適な糖尿病治療を受けられ、重症化・合併症を予防できる医療機関として、地域で糖尿病医療連携を進めてください。

このリーフレットは、「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度の概要を記載したものです。
ご不明な点は、下記担当、又は医療機関所在地の圏域別検討会事務局へお問い合わせください。

東京都保健医療局 医療政策部 医療政策課 地域医療対策担当（東京都庁第一本庁舎 28 階南側）
電話 03（5320）4417

「糖尿病地域連携の登録医療機関」の役割

かかりつけ医	○専門医と連携を図りながら、糖尿病治療・管理等を行う。 ・糖尿病の診断（経口ブドウ糖負荷試験を含む） ・経口糖尿病薬で血糖管理が安定している患者の治療継続と調整等 ○定期検査を実施（又は他院を紹介）する。 ○患者の症状に応じた適切な医療機関を紹介する。
専門医	○糖尿病の専門的な治療・指導等を行う。 ・血糖コントロール、インスリン等治療薬導入、糖尿病教育などの専門的な治療や指導 ○かかりつけ医からの紹介患者を受入れ、かかりつけ医への協力を行う。 ○患者の症状に応じた、身近なかかりつけ医を逆紹介（又は返送）する。
かかりつけ 眼科医・歯科医等	○歯科又は各診療科に係る治療・検査等を行う。 ○かかりつけ医や専門医と連携する。 ○患者の症状に応じた、地域の適切な医療機関を紹介・逆紹介（又は返送）する。

「東京都糖尿病医療連携ツール」とは

糖尿病医療連携の取組を推進するため、「糖尿病医療連携協議会」において、既存のツールを参考に次の4つの【連携ツール】を作成しています。

1 医療機関リスト

→医療情報ネットにおいて都内病院・診療所の様々な医療機能情報が掲載され、これに基づき適切な照会先医療機関を探すことができます。

2 （標準的な）診療ガイド

→「糖尿病治療のエッセンス（日本糖尿病対策推進会議）」を標準的な診療ガイドとし、日常診療においてご活用いただけます。

3 医療連携の紹介・逆紹介のポイント

裏面には、・定期検査項目・血糖コントロール指標と評価（日本糖尿病学会編「糖尿病治療ガイド 2012-2013」）が記載されています。

→診療室に置き、診療中に活用いただけます。

4 診療情報提供書の標準様式

→できるだけ簡潔に記載できるよう工夫しております。

また、医療連携の更なる促進を図るため、腎臓専門医や眼科医、歯科医との連携にも対応できるよう様式を改定いたしました。（H31.3）

◎ 4つの連携ツールは、東京都保健医療局のホームページからダウンロードできます。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/tounyoutorikumi/tool.html

東京都保健医療局トップページ→分野からのご案内「医療政策」→医療・保健施策「東京都における糖尿病医療連携の取組」→「東京都糖尿病医療連携ツールについて」

上記ホームページに掲載している「東京都糖尿病医療連携ツール 運用の手引」を参考に、地域での糖尿病医療連携の推進に向けて必要に応じてご活用ください。

なお、診療情報提供書様式の改定と併せて、かかりつけ医から腎臓専門医・専門医療機関への紹介基準を盛り込む等「東京都糖尿病医療連携ツール運用の手引」の見直しも行いました。（H31.3）

「糖尿病地域連携の登録医療機関」への登録要件

1 医療情報ネット（厚生労働省）に医療機能情報を掲載していること

○【連携ツール1】「医療機関リスト」作成の基本情報となります。
「糖尿病医療関連」の39項目は、適切な紹介先医療機関を検索するために重要な情報ですので、変更が生じたときは、各医療機関において情報の変更をお願いします。

○ 令和6年4月1日より全国統一的な情報システム「医療情報ネット」にデータの移行がされています。

○ 医療情報ネットに関するお問い合わせや情報の変更については、東京都保健医療情報センターまでメールにて連絡してください。

【担当】東京都保健医療情報センター （電話番号）03-5272-1801
（メール） himawari2@metro-himawari.net

2 「糖尿病治療のエッセンス」（日本糖尿病対策推進会議編）に即した診療を行っていること

○【連携ツール2】「診療ガイド」です。日常の診療、医療連携にご活用ください。

3 「医療連携の紹介・逆紹介のポイント」を理解していること

○【連携ツール3】「医療連携の紹介・逆紹介のポイント」です。
是非、診察室等に置き、診療中にご活用ください。

4 「糖尿病地域連携の登録医療機関」の役割を担うとともに、次の①、②いずれかを満たすこと

① 地域で活用されている、糖尿病医療連携手帳やクリティカルパス、又は【連携ツール4】「診療情報提供書」など、連携のためのツールを使用している。

② 各圏域や医師会、歯科医師会が実施する勉強会などへ参加している。

○登録時は、①、②のいずれかを満たす意思があれば登録可能です。次回更新時*までに、①又は②を満たすことができなかった場合は、更新できませんのでご注意ください。

5 連携の実績（ツールの使用件数、勉強会への参加状況等）を報告すること

○医師会、歯科医師会、二次保健医療圏ごとに設置されている「糖尿病圏域別検討会」では、糖尿病診療や医療連携に関する勉強会などを実施しています。是非、積極的にご参加ください。